

集積所の利用や管理について

Use and Management of
Collection Sites

关于收集站的利用和管理

집적소 이용 및 관리에 대해



↑Go! Web.

1 資源やごみは、収集日当日の早朝から朝8時までにお出してください。

資源やごみは、指定の収集日に区のルールに則って排出されたものを収集します。天候や交通状況などにより収集時間や収集ルートを変更する場合がありますので、必ず収集日当日の早朝から朝8時まで集積所にお出してください。また、近隣の皆さまへの迷惑になりますので、前日や夜間に出すことはご遠慮ください。

2 資源やごみは、集積所に残り残すことがあります。

きちんと分別されていない資源やごみは、収集することができません。警告シールを貼り、集積所に残すことになります。同じ集積所を利用する皆さまのご迷惑となりますので、分別・ごみ出しのルールを守ってお出してください。

3 集積所は、利用する皆さまで管理や清掃をしています。

集積所は、ご利用になる皆さまの共同管理となりますので、よく話し合いのうえお使いください。

4 集積所の利用場所については、利用する皆さまでお話し合いください。

すみだ清掃事務所では、集積所の利用者を把握しておりません。区内転入や転居などで利用する集積所が不明な場合は、物件の管理会社、近隣の方々、町会・自治会などにご相談ください。

5 集積所を設置したいときは、清掃事務所にご相談ください。

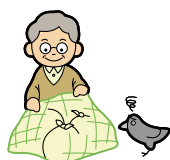
集積所を設置するには、設置場所が道路交通法などの法令に抵触していないことなどの確認が必要です。また、収集開始の手配も必要なことから、必ず事前にすみだ清掃事務所・分室（P.33）にご相談ください。

6 集積所の廃止、移動、分散を希望する際は、利用する皆さまでお話し合いのうえ皆さまの同意をいただくことで可能です。 皆さまの同意が得られましたら、すみだ清掃事務所にご連絡ください。

ご不明な点はお気軽にすみだ清掃事務所・分室（P.33）までご相談ください。

ご利用ください

防鳥ネットの貸し出しをしています。



👍 詳しくはP.27

集積所マナーの向上のために、ふれあい指導にうかがいます。



👍 詳しくはP.30

集積所看板・集積所用マナー看板の設置を行います。

👍 詳しくはP.30



ふれあい指導

◎職員が直接地域に出向き、資源やごみの分別・排出方法、集積所マナーの向上に向けた相談に応じます。

利用方法 すみだ清掃事務所・分室 (P.33) にご相談ください。

集積所看板・集積所用マナー看板の設置

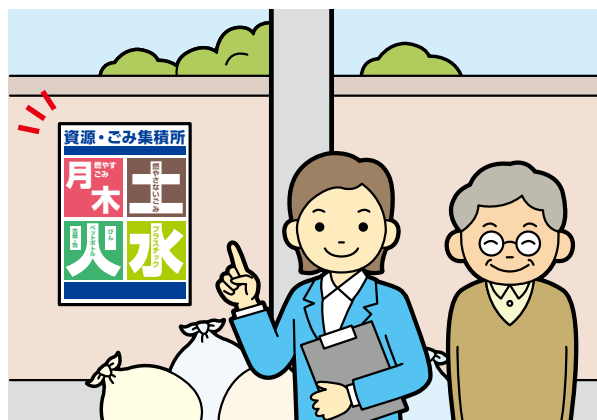
◎集積所には、看板を掲示していただいています。看板には、すみだ清掃事務所からのお知らせを貼るなど、必要な情報を掲示します。

◎排出マナーの向上のため、集積所などにマナー看板の設置を行います。

◎集積所看板・集積所用マナー看板ともに古くなった場合は、新しいものに取り換えます。

利用方法 すみだ清掃事務所・分室 (P.33) にご相談ください。

なお、集積所用マナー看板については、事前に要望をお伺いし、個別に作成して、設置します。



不法投棄を見つけたとき

◎不法投棄は法律で禁止されていて、不法にごみを捨てる行為は犯罪です。不法投棄を見つけた場合は、下記の連絡先へご連絡ください。

発見場所	連絡先	電話番号
集積所	すみだ清掃事務所 (本署)	☎03-5608-6213
区道上、区立公園内 ※自転車・オートバイの場合	土木管理課 (交通安全担当)	☎03-5608-6203
区道上、区立公園内 ※自転車・オートバイ以外の場合	すみだ土木事務所	☎03-5247-7200
都道上	東京都建設局第五建設事務所管理課 (監察担当)	☎03-3692-4396
国道上	国土交通省東京国道事務所 亀有出張所	☎03-3600-5541
私有地、私道	警察署 (110番) に相談してください。	

▲私有地内 (私道を含む) の不法投棄は、行政で対応できません。まずは警察署に相談をしてください。

連絡ポイント ①発見日時 ②発見場所 ③ごみの内容

資源の持ち去り行為は条例違反です！

◎区では条例により、集積所からの資源持ち去り行為を禁止しています。

禁止命令に違反した場合は、**20万円以下の罰金**が科せられます。

◎集積所に出された紙類やアルミ缶などは、区民の皆さまが墨田区のルールを守って出した大切な資源です。区では資源の持ち去りを防止するため、パトロールを実施して違反者を取り締まっています。

区民の皆さまへ 区内では夜間に資源を持ち去る行為が目撃されています。回収前日から資源を集積所に出すことはおやめください。